

「健康サポート薬局」に係る基準

- (1) かかりつけ薬局の基本機能
 - ・ 服薬情報の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
 - ・ 24 時間対応
 - ・ 在宅対応
 - ・ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携
- (2) 健康サポート機能
 - ・ 地域における連携体制の構築
- (3) 常駐する薬剤師の資質
- (4) 設備
- (5) 表示
- (6) 要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「要指導医薬品等」という。）、介護用品等の取扱い
- (7) 開店時間
- (8) 健康サポートへの取り組み

(1) かかりつけ薬局の基本機能

1. 対応事項

- ▶ 勤務表（氏名、勤務日、勤務時間）を薬局内で提示する等、かかりつけ薬剤師の勤務状況を患者が把握できる体制を整備していること。
- ▶ 患者の初回来局時等に、薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行う際の基本的な役割（薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理等）を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局の意義、役割及び適切な選び方を適切な資料を用いて説明した上で、患者がかかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局を持つように促すこと。

※かかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局の意義、役割の例

- ・ 患者の薬剤服用歴や現在服用中のすべての薬剤に関する情報等を一元的かつ継続的に把握し、処方内容のチェックを行うことで、次のようなメリットがある。
 - ・ 複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用を防止できる。
 - ・ 薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けることができる。
 - ・ 在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理及び指導を受けることができる。
 - ・ 過去の服薬情報などがわかる薬剤師の相談を受けることができる。また、薬について不安なことが出てきた場合は、いつでも電話等で相談することができる。
 - ・ 丁寧な説明により薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより残薬が解消される。
- ▶ 24 時間直接相談できる連絡先電話番号等を、緊急時の注意事項等について事前に患者又はその家族に対して説明した上で、文書（薬袋可）により交付すること。
 - ▶ 必要に応じ患者の服薬情報や、患者からの副作用の訴え等の医師への情報提供及びそれに基づく処方の提案に適切に取り組むために、情報提供の様式を作成しておくこと。
 - ▶ （別表 1）の事項について、薬剤服用歴に記録すること。
 - ▶ （別表 2）の事項について、省令手順書※に記載すること。

※ 体制省令第 1 条第 2 項第 4 号の規定に基づいて作成する手順書

2. 取組事項

- ▶ 患者に対して、薬剤に関する情報提供及び指導等を一元的かつ継続的に行うこと。
- ▶ 患者が現在受診している医療機関を把握するよう取り組むこと。
- ▶ 患者の使用・服用薬を一元的かつ継続的に把握するよう取り組むこと。
- ▶ 残薬の状況を確認し、残薬解消に取り組むこと。（例：患者が残薬を入れ、薬剤師が確認するための袋の配布等）
- ▶ 残薬の原因を聴取し、患者への服薬指導や医師への疑義照会の上、薬剤の変更を行う等の対処を行うよう取り組むこと。
- ▶ 患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化（副作用等に係る症状等）を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえ、過去の薬歴の記録を参照した上で必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供及び指導を実施するよう取り組むこと。

※より積極的なフォローアップの取り組み例

- ・ 定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。
- ・ 調剤された薬剤の服薬期間中に、患者に電話をする等により、患者の服薬状況や体調の変化等を確認すること。

- ▶ お薬手帳の意義及び役割等を適切な資料を用いて説明した上で、その活用を促すこと。
- ▶ お薬手帳利用者に対して適切な資料を用いて、適切な利用方法を指導すること。

※具体的な利用方法の例

- ・ 医療機関の医師及び薬剤師、薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示すること
- ・ 服用中に気付いた自身の体の変化等を記録すること
- ・ 自身で購入した医薬品についても記入すること

- ▶ お薬手帳利用者が複数のお薬手帳を有しているときにはその集約に努めること。
- ▶ かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割を踏まえて、患者がかかりつけ薬剤師を持っている場合には、次回、処方箋を交付された際にも、かかりつけ薬剤師のいる薬局を利用してもらえるよう伝えること。
- ▶ 自局以外をかかりつけ薬局としている患者に薬剤を交付することになった場合には、患者の意向を確認した上で、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の実施に適切に協力することが望ましいこと。
- ▶ 開店時間外であっても患者からの電話相談等に対応すること。（開店時間以外に必要な応じ調剤を行うことも含む。）
- ▶ 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。
- ▶ 医療機関に対して疑義照会を行い、必要に応じ患者の服薬情報や、患者からの副作用の訴え等の医師への情報提供及びそれに基づく処方の提案に適切に取り組むこと。

※患者の服薬情報や、患者からの副作用の訴え等の情報提供とは

薬剤の用法用量に従って服薬しているか否かに関する状況に加えて、服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報（患者に自覚症状がある場合、当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果も含めて）等を医療機関へ提供すること。（情報提供の様式を作成しておくこと）

(2) 健康サポート機能

1. 対応事項

- ▶ (別表 3) の事項について健康サポート薬局業務手順書を作成すること。
- ▶ 健康の保持増進に関する相談に対し、適切な受診勧奨や紹介を行えるようにするため、あらかじめ医療機関その他の連携機関に対し、連携体制の構築を図ること。その際医療機関その他の連携機関に説明を行い、了解を得た記録を残しておくこと。
- ▶ 医療機関その他の連携機関の紹介先のリストを作成し、薬局において常に内容を確認できる体制を整備すること。また、医療機関その他の連携機関との円滑な連携と健康サポート薬局の取組周知の観点から、求めに応じて当該リストを医療機関その他の連携機関に提供すること。

※連携機関紹介先リストについて

- ・ 連携機関：その地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等
 - ・ 必要項目：連携機関の名称・住所・及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式(薬局から連携機関への連絡手段、紹介方法(紹介文書の活用の希望の有無等)等を具体的に盛り込むことが望ましい。)
 - ・ 地域の実情に応じ、日常生活圏域の医療機関その他の連携機関が網羅的になるように努め、特定の連携先に限定しない。
(・日常生活圏域内に1件もない場合を除き、通知に記載の関係機関が少なくとも1ヶ所以上入っているようにリストを作成すること。)
- ▶ 受診勧奨や医療機関その他の連携機関等の紹介を行う際に、薬局利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。

※紹介文書記載項目

- ・ 紹介先に関する情報
 - ・ 紹介元の薬局・薬剤師に関する情報
 - ・ 紹介文書を記載した年月日
 - ・ 薬局利用者に関する情報
 - ・ 相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報
 - ・ 紹介理由
 - ・ その他特筆すべき事項等
- ### 2. 取組事項
- ▶ 要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の保持増進に関する相談に対し、適切に対応した上でそのやりとりを通じて必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。
 - ▶ 要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の有無を確認し、それらがある場合には、薬局利用者の了解を得た上で、かかりつけ医等に連絡をとり連携して対応すること。また、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合には、かかりつけ医と連携して状況を確認するとともに、受診勧奨を適切に実施すること。
 - ▶ 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看

護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センターなどの行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。

(例)

- ・ 特定健診やがん検診等の健診を受けていない薬局利用者に対して、保険者や市区町村の相談窓口の紹介
- ・ 肝炎等の特定の疾患に対する公費負担の相談について、都道府県又は市区町村の相談窓口の紹介
- ・ 介護サービスに対する相談について、市区町村の相談窓口や地域包括支援センターの紹介
- ・ 認知症の疑いがある場合について、かかりつけ医への受診勧奨や地域包括支援センター等の紹介

- ▶ 医療機関その他の連携機関と地域包括ケアシステムの一員として役割を発揮するため、地域ケア会議（介護保険法第 115 条の 48 第 1 項に規定する会議）に積極的に参加することが望ましいこと。
- ▶ 地域の薬剤師会と密接な連携をとり、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等へ積極的に参加すること。

※奨励する取り組み

- ・ 地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力
- ・ 学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等
- ・ 老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等
- ・ 地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント

(3) 常駐する薬剤師の資質

- ▶ 要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了した研修修了薬剤師が常駐していること。

※研修修了薬剤師について

- ・ 過去に薬局の薬剤師としての実務経験が 5 年以上あるものとする。
- ・ 研修修了後も健康サポートに関する知識の習得に努めること。
- ・ かかりつけ薬局としての役割が果たせるよう当該薬局で業務を行っている薬剤師であること。
- ・ 認定や研修を積極的に受ける等自己研鑽に努めること。
- ・ 研修修了証には有効期限を設ける。(6 年)

※研修の具体的内容は、平成 28 年 2 月 12 日付薬生発 0212 第 8 号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知参照

(4) 設備

- ▶ 薬局利用者が要指導医薬品等や健康食品等について相談しやすい環境をつくるために、パーテーション等で区切る等して、個人情報に配慮した相談窓口を設置していること。
(プライバシーへの配慮が目的なので「スピーチプライバシーシステム」のようなものでも可)

(5) 表示

- ▶ 健康サポート薬局である旨や、要指導医薬品等や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を**薬局の外側の見えやすい場所に**掲示すること。掲示に当たっては「厚生労働省基準適合」を併せて表示しても差し支えない。

- ▶ 実施している健康サポートの具体的な内容（例：日々の健康相談等の具体的な取り組み内容とその実施日等）について当該薬局の中にわかりやすく提示すること。（当該薬局のHP等においても紹介することが望ましい。）
- ▶ 薬局で掲示している薬剤師の氏名や名札等に研修修了薬剤師であることを付す（例：健康サポート薬剤師）ことが望ましい。

(6) 要指導医薬品等・介護用品等の取扱い

- ▶ 要指導医薬品等、介護用品及び衛生材料(参考 1)等について、薬局利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有していること。

※留意事項

- ・ 要指導医薬品等については基本的な薬効群（（独）医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システムに記載されているもの（参考 2））を原則としつつ、地域の実情に応じて当該薬局において供給すること。

- ▶ 要指導医薬品等の相談等への対応時には、かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、次の事例等においては、受診勧奨の適正な運営を行うこと。（実施できない場合は、健康サポート薬局である旨の表示を取りやめること。）

※受診勧奨事例

- ・ 医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合
- ・ かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合
- ・ 定期健診その他の必要な健診を受診していないことが判明した場合
- ・ 状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合
- ・ 要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合

- ▶ 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、薬局利用者の状況、並びに当該要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

（健康食品等については国立健康・栄養研究所のHP「『健康食品』の安全性・有効性情報」に記載されている科学的根拠、機能性表示食品における科学的根拠等を活用することが推奨）

(7) 開局時間

- ▶ 地域の実情に応じ、平日の営業日には連続して開局し、かつ土曜日又は日曜日のいずれかに4時間以上開局していること。また、平日は午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上開局していることが望ましい。

(8) 健康サポートの取組み

- ▶ 薬局利用者からの要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応し、その内容（受診勧奨及び紹介の実施内容を含む）を記録し、当該記録を3年間保存すること。

- ▶ 薬局内外で積極的な健康サポートの取組を実施していること。

※推奨される取組

- ・ 薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施
- ・ 薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組
- ・ 医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催
- ・ 管理栄養士と連携した栄養相談会の開催

- ▶ 地域の薬剤師会を通じる等により、当該薬局における取組を発信していること。

※推奨される取組

- ・ 地域の薬剤師会等での学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載
- ・ 医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿
- ・ 健康増進に関する情報発信を目的としている HP（例：スマート・ライフ・プロジェクトの活動報告の HP 等）における情報発信
- ・ 地域の住民向け広報誌等様々な媒体を活用した情報発信

※地域における他の健康サポートを行う薬局と互いに協力することが望ましい。

- ▶ 薬局利用者に健康情報を意識してもらうため、国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。

(9) 留意事項

- ▶ 健康サポート薬局の取組については、過去 1 年間の実績が確認できるように、資料を当該薬局に保存すること。
- ▶ 今後想定される健康サポート薬局の取り組み状況に係る調査に対して協力すること。
- ▶ 健康サポート薬局に係る届出は、平成 28 年 10 月 1 日以降に行うこと。

薬剤服用歴への記載事項

(別表 1)

施行通知	記載内容
(1) ①ア	かかりつけ薬剤師を選択した旨、及び選択した薬剤師名
(1) ②ア	現在受診している全ての医療機関
(1) ②ア	患者に使用された医薬品及び服用している医薬品（要指導医薬品等を含む）の一元的かつ継続的な把握のための記録
(1) ③ア	残薬確認、残薬解消に取り組んだこと。その際、残薬の生じる原因を聴取し、服薬指導した内容、疑義照会の上薬剤の変更を行った内容等
(1) ③ア	服薬状況、体調の変化及び副作用状況の確認し、行った情報提供・指導等の内容等
(1) ⑤ア	初回来局時等に、薬剤師が薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で患者がかかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局を持つように促したこと。
(1) ⑥ア	電話相談内容（開店時間外も含む）や、必要に応じて開店時間外に行う調剤等の対応についての記載
(1) ⑧ア	医療機関に対して行った疑義照会、必要に応じて行う副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方等の提案等の内容

省令手順書記載事項

(別表 2)

i	患者が自身の調剤薬の情報提供及び指導等を一元的かつ継続的に行う、かかりつけ薬剤師を選択できることとし、その患者に対しては当該薬剤師が薬剤に関する情報提供及び指導等を一元的かつ継続的に行うこと。
ii	患者がかかりつけ薬剤師を選択した際には、その旨及び患者が選択した、かかりつけ薬剤師が分かるように薬剤服用歴に記録しておくこと。
iii	患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。
iv	患者に使用された医薬品及び服用している医薬品（要指導医薬品等を含む）を一元的かつ継続的に把握するよう取り組むこと。
v	残薬の状況を確認するよう取り組むこと。残薬が確認された場合には、当該残薬の使用期限を確認したうえで新たに調剤する当該医薬品の量を減量する等残薬解消に取り組むこと。 残薬の原因を聴取し服薬指導、疑義照会の上、薬剤の変更を行う等の対処を併せて行うよう取り組むこと。
vi	患者の服薬状況や服薬期間中の体調の変化（副作用等）を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえその都度過去の薬剤服用歴の記録を確認した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度に応じて薬剤に関する情報提供及び指導を実施するよう取り組むこと。
vii	お薬手帳の意義及び役割等を説明した上で、その活用を促すこと。適切な資料を用いて行うこと。（平成 27 年 11 月 27 日薬生総発 1127 第 4 号「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」参照）
viii	お薬手帳の利用者に対して、適切な資料を用いて適切な利用方法を指導すること。 ・医療機関の医師及び薬剤師、薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示すること ・服用中に気付いた自身の体の変化等を記録すること ・自身で購入した医薬品についても記入すること等
ix	お薬手帳利用者が複数のお薬手帳を有しているときにはその集約に努めること。

x	初回来局時等に、薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行う際の薬剤服用歴（薬歴）の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他、薬剤師の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で患者がかかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局を持つように促すこと。（適切な資料を用いて）
xi	開店時間外であっても患者からの電話相談等に対応すること。 かかりつけ薬剤師を選択した患者に対しては当該薬剤師（当該薬剤師が対応できない時間帯がある場合には、当該薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が患者からの電話相談等に対応すること。これらの対応には、開店時間以外に必要な応じ調剤を行うことも含むこと。
xii	医療機関に対して疑義照会を行い必要に応じ副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方への提案に適切に取り組むこと。
xiii	iii・iv・v・vi・x・xi・xiiの実施に関して薬剤服用歴に記載すること。

健康サポート業務手順書記載事項

(別表 3)

i	要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の保持増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやりとりを通じて必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。
ii	要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の有無を確認しそれらがある場合には、薬局利用者の了解を得た上でかかりつけ医等に連絡を取り、連携して対応。また、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合には、かかりつけ医と連携して状況を確認するとともに受診勧奨を適切に実施すること。
iii	健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。
iv	上記 i～iii に基づき受診勧奨や医療機関その他の連携機関等の紹介を行う際に、薬局利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に「紹介文書」により提供すること。
v	かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう受診勧奨の適正な運営を行えるよう次の場合に受診勧奨が履行できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断がなされている場合に医師の指示に従わず受診していないことが判明した場合 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合 ・定期健診その他の必要な健診を受診していないことが判明した場合 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合
vi	要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、薬局利用者の状況、並びに当該要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえたうえで専門的知識に基づき説明すること。 （健康食品等については国立健康・栄養研究所の HP 『健康食品』の安全性・有効性情報』に記載されている科学的根拠、機能性表示食品における科学的根拠等を活用）

衛生材料・介護用品等の品目リスト（参考1）

（健康サポート薬局のあり方検討会資料より抜粋）

衛生材料

製品群	品目
救急手当用品	救急箱、絆創膏、防水フィルム（きず用）、脱脂綿、清浄綿、ガーゼ、滅菌ガーゼ、包帯通常タイプ、包帯伸縮タイプ、包帯粘着タイプ、ネット包帯、リント布、三角布、T字帯、眼帯、指サック
保護・固定健康用具	テーピングテープ（キネシオテープ）、サージカルテープ（ホワイトテープ）、サポーター
ヘルスケア用品	マスク、ウイルス・花粉対策マスク、耳栓、水差し、綿棒、爪切り・毛抜き、ピンセット、耳かき、基礎体温表、生理用ナプキン、生理用タンポン、おりものシート
服薬支援用品	オブラート、お薬服用ゼリー、カプセル
避妊・性交関連用品	避妊具（コンドーム等）
熱さまし用品	アイス枕、氷嚢、冷却シート、瞬間冷却スプレー
コンタクトレンズケア用品	コンタクトレンズ洗浄・保存・消毒液

介護用品

製品群	品目
大人用オムツ	大人用オムツ（フラットタイプ）、大人用オムツ（パンツタイプ）、大人用失禁パット、大人用失禁パンツ
介護用品	介護用清浄用品（清拭剤・ウェットナプキン、ボディーソープ・シャンプー等）、介護用消臭・脱臭用品（防臭剤、除菌剤、オムツ取替え手袋等）、介護用食事用品（スプーン・フォーク、コップホルダー、水飲み、エプロン等）、褥創予防具（クッションマット、パット等）、介護用肌着・寝間着類
介護用品 ※カタログによる提供でも可	排泄関連用具（ポータブルトイレ、トイレ用手すり等）、入浴関連用具（すべり止めマット、シャワーチェア、浴槽台、浴槽用手すり等）、療養ベッド、歩行補助器（歩行器、杖・歩行補助杖、車椅子等）

薬効群毎分類リスト（参考2）

薬効群名	商品名
かぜ薬(内用)	
解熱鎮痛薬	
催眠鎮静薬	
眠気防止薬	
鎮うん薬(乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。)	
小児鎮静薬(小児五疳薬等)	
その他の精神神経用薬	
ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬	
制酸薬	
健胃薬	
整腸薬	
制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの	
胃腸鎮痛鎮けい薬	
止瀉薬	
瀉下薬(下剤)	
浣腸薬	
強心薬(セゾン含有製剤等)	
動脈硬化用薬(リノール酸、レシチン主薬製剤等)	
その他の循環器・血液用薬	
鎮咳去痰薬	
含嗽薬	
内用痔疾用剤、外用痔疾用剤	
その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬	
ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬(ビタミン剤等)、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤	
その他の滋養強壮保健薬	
婦人薬	
その他の女性用薬	
抗ヒスタミン薬主薬製剤	
その他のアレルギー用薬	
殺菌消毒薬(特殊絆創膏を含む)	
しもやけ・あかざれ用薬	
化膿性疾患用薬	
鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(パップ剤を含む)	
みずむし・たむし用薬	
皮膚軟化薬(吸出しを含む)	
毛髪用薬(発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等)	
その他の外皮用薬	
一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬	
抗菌性点眼薬	
アレルギー用点眼薬	
鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬	
口腔咽喉薬(せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む)	
口内炎用薬	
歯痛・歯槽膿漏薬	
禁煙補助剤	
漢方製剤、生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)、生薬主薬製剤	
消毒薬	
殺虫薬	